

婚活をおこなう**団体**に

補助金を交付します

砺波市婚活支援事業補助金制度

対象となる団体等

- 市内に事務所・事業所等が所在し
婚活支援を推進する団体
- 自治振興会、公民館などの地域、コミュニティ団体
 - 企業、NPO法人、企業や団体の内部組織単位(支店、労働組合)などとして
 - 市内に住所を有する個人

対象となる事業の要件

- 20歳以上の独身男女を対象とする事業
- 参加者は10人以上とし、参加者の5人以上又は3分の1以上いずれか多い人数が砺波市内在住又は勤務する者として
- 事業の参加者は、男女同数を目標に募集
- 事業の会場は、市内とします

補助金額

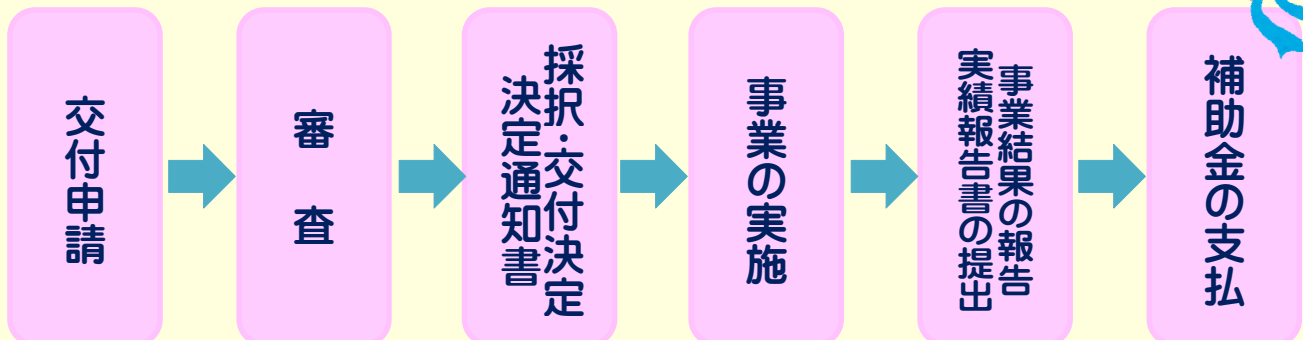
開催1回につき、費用の2分の1
又は10万円のいずれか低い額
申請事業数
同一年度1団体1事業までとします


補助に対する留意事項

- 交付対象経費
報償費、消耗品費、燃料費、印刷製本費、通信費、広告料、保険料、使用料及び賃貸料等を対象とします
- 交付決定日から当該年度内に事業が完了
- 参加者は、市が実施するアンケートに回答をお願いします


申請から交付までの流れ

※申請される場合は、事前にご相談ください。





男女の出会いの場を創出する事業等を行う団体に対して 砺波市婚活支援事業補助金を交付します！



対象者

- 市内に事業所、事務所、事務局等が所在し、婚活支援を推進する次の団体
- ・自治振興会、公民館、青年・女性団体等の地域、コミュニティ団体
 - ・商工団体、商店会、農業団体などの産業経済団体
 - ・企業、NPO（内部組織単位(支店、労働組合、職員互助組織など)も可)
 - ・市内に住所を有する個人
- ※宗教活動及び政治活動を目的とする団体は対象としません

対象事業

- 独身男女を対象とした婚活支援を推進する事業を対象とします
- ・若者の交流・出会いの機会を創出する交流イベント
 - ・若者の交流・出会いの機会へ参加するためのセミナーや講座
 - ・その他若者の交流・出会いの促進につながる事業と市長が認めるもの

主な要件

- ・20歳以上の独身男女を対象。参加者は10人以上とし、参加者の5人以上又は3分の1以上いずれか多い人数が砺波市内在住または勤務する者
- ・参加者から参加費を徴収する場合は、個人的に消費する経費(飲食代等)の実費徴収程度とする。
- ・公序良俗に反する内容又は社会通念上相当でないと認められる内容を含まないこと
- ・営利を主たる目的とせず、特定の商品の販売、販売のあっせん又は事業以外の業務への勧誘等、事業の趣旨を逸脱する活動を行わないこと
- ・原則として、市内の施設等を会場とすること
- ・実施に際し、事故防止に万全を期すること。なお、事故が生じた場合は、申請者の責任と費用負担において解決するものとし、市は責めを負わないものとする
- ・事業期間が単年度内であること

補助金額

- ・開催1回につき、2分の1または10万円のいずれか低い額
- ・同一年度における1団体が申請できる事業は1事業まで

留意事項

- ・交付対象経費
報償費、消耗品費、燃料費、印刷製本費、通信費、広告料、保険料、使用料及び賃貸料
- ※ただし、参加者が個人的に消費する経費（飲食代、交通費、宿泊費、賞品代等）、備品購入費、事業者の経費、人件費は対象となりません。

※申請される場合は、事前にご相談ください。

